


一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う化学工場、ガソリンスタンド、石油貯蔵タンク、タンクローリー等の施設で、危険物を取り扱うために必要な危険物取扱者になるための試験です。

※試験の日程等は、[\(一財\)消防試験研究センターのホームページ](#)をご覧ください。

書面申請の書類については、消防本部予防課および管内の消防署・分署・出張所で受験願書をお受け取りいただけます。

試験に関する詳細は[\(一財\)消防試験研究センターのホームページ](#)をご覧ください。

	【お問い合わせは】
	新発田地域広域事務組合消防本部 予防課
	電話 0254 (22) 8096
	メール syobouka@shibata-kouiki.jp